



平成27年9月11日
内閣府（防災担当）

平成27年台風第18号等による大雨に係る 災害救助法の適用について【第3報】

1. 災害の概要

平成27年台風第18号等による大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、茨城県、栃木県及び宮城県は災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【茨城県】 古河市（こがし） 結城市（ゆうきし） 下妻市（しもつまし） 常総市（じょうそうし） <u>守谷市（もりやし）</u> <u>筑西市（ちくせいし）</u> <u>坂東市（ばんどうし）</u> <u>つくばみらい市</u> <u>（つくばみらいし）</u> 結城郡八千代町 （ゆうきぐんやちよまち） 猿島郡境町 （さしまぐんさかいまち） 【栃木県】 栃木市（とちぎし） 佐野市（さのし） 鹿沼市（かぬまし） 日光市（にっこうし） 小山市（おやまし） 下野市（しもつけし） 下都賀郡野木町 （しもつがぐんのぎまち）	9月9日	台風第18号等による大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法 施行令第1 条第1項第 4号適用

（注）下線は今回追加適用分

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>【宮城県】</p> <p><u>仙台市（せんだいし）</u></p> <p><u>栗原市（くりはらし）</u></p> <p><u>東松島市</u> <u>（ひがしまつしまし）</u></p> <p><u>大崎市（おおさきし）</u></p> <p><u>宮城郡松島町</u> <u>（みやぎぐんまつしままち）</u></p> <p><u>黒川郡大和町</u> <u>（くろかわぐんたいわちよう）</u></p> <p><u>加美郡加美町</u> <u>（かみぐんかみまち）</u></p> <p><u>遠田郡涌谷町</u> <u>（とおだぐんわくやちよう）</u></p>	9月10日	台風第18号等による大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法 施行令第1 条第1項第 4号適用

（注）下線は今回追加適用分

2. これまでにとられた措置
- ・避難所の設置等

本件問合せ先
 内閣府政策統括官（防災担当）付
 参事官（被災者行政担当）付
 熊野、進藤、小川、山内
 TEL 03-5253-2111（内線51358）
 03-3593-2849（直通）